

## 越中における産児制限の歴史と子育て意識の変容(Ⅲ)——加賀藩の捨子記録より——

立浪澄子

(富山女子短期大学)

はじめに

前回発表において、加賀藩における捨子・子殺しに対する処罰例を紹介し、その過酷さを指摘した。

特に捨子に関しては当初、子の生死に関係なく梟首、磔刑、斬罪と推移してきたが、寛延以後、捨てた子どもが死んだ場合(「捨殺」)は磔刑、捨てたけれども子が生存している場合(「捨置」)は梟首と慣例化したことを紹介した。

本発表では、江戸幕府及び加賀藩の捨子対策を概観し、その結果後世に残された捨子記録を手掛りに、当時の捨子の具体的状況やその後の処置について知り得るところをまとめてみた。幕法や他の地域との比較によって、加賀藩の捨子の特質と背景を探る手掛かりとしたい。

## 一、江戸幕府の捨子対策の概略とその展開

幕藩体制下、まず幕藩を統制した幕令を中心に江戸期の捨子対策の概略とその展開を整理しておきたい。

第1表 捨子禁令略年表(江戸・加賀藩)

西暦	江戸	加賀藩	内容
1687	貞享 4, 1, 27	貞享 4, 2, 19	重病の生類を死なないうちに捨てること禁止
1687	貞享 4, 4, 11	貞享 4, 4, 25	捨子は届に及ばず、養育強調、養子も可
1690	元禄 3, 10, 25	元禄 3, 11, 6	養育の難しい者は訴え出る事、其所で養育
1690	元禄 3, 11, 3		名主7歳までの子供の動向を記録、捨子監視
1691	元禄 4, 10,		元禄3年10月令に同じ
1693		元禄 6, 4, 2	村々に五人組を立て幼児を登録
		元禄 6, 5, 22	諸士の長屋、諸地に住する者捨子取締
		元禄 6, 5,	捨子防止柵り板の形式を定める
1695	元禄 8, 10, 7		捨子がおおせえないので再度達し、養育強調
1696	元禄 9, 8, 22		懐妊、出生、流産等、三歳以下死亡届出
	元禄 9, 9, 7		現在三歳以下も差記、行方不明児は届出
1700	元禄13, 7, 19	元禄13, 8, 14	元禄3年10月令に同じ、全国に達し
1702	元禄15, 10,		同上
1702		元禄15, 11, 4	10, 15付憐みの令伝達
1704	宝永 元, 9,		家主、五人組の責任を強化
1708		宝永 5, 12, 26	12, 23付憐みの令伝達
1709	宝永 6, 1,		生類憐みの令解除
1734	享保19, 9,		貰受捨子を抱へ遺す場合は届出(十歳以下)

貞享4年(1687)1月令を端緒とする一連の、いわゆる「生類憐みの令」は、それまでさほど罪悪視されて

いなかった捨子を、取締まりの対象としてにわかにクローズ・アップさせた。貞享4年4月「生類憐みの令」は、その第一条に捨子の養育を命じている。

元禄3年(1690)10月には、ついに単独の捨子禁令が発せられ、それは宝永6年(1709)、生類憐みの令が廃止されたあとも引き続き維持されたのである。

## 二、加賀藩における捨子対策の展開

ではこのような捨子禁令は、加賀藩においてはどのように展開したのだろうか。『加賀藩史料』によれば、少なくとも表1に示したような頻度で、捨子禁令、生類憐みの令が伝達されている。

これらはいずれもその時々幕令を「領内に伝ふ」という性格のものであるが、特に注目されるのは、元禄6年(1693)5月の時点で、すでに妊婦と7歳以下の子供について、その動向(懐胎、出生、半産、養子、懐胎奉公人等を含む)を肝煎・組合頭に記録させている点である。幕法が「懐妊、出生、胎産、流産の際は之を地主、名主、又は大屋迄届ける事」を義務付けたのは元禄9年(1696)であったことを思えば、加賀藩はこの件に関してはすでに幕府に先んじていた。<sup>1)</sup>ただし、今のところ懐胎、半産に関する書上げ史料はほとんど見つかっておらず、実際には出生・死亡の届けのみ上申していたのではないかと思われる。<sup>2)</sup>

さらに加えて同年、加賀藩は、このように監視の目をくまなくはりめぐらせていてもなお捨子が発見されたとき、その処置の仕方について、次のような要領で報告するよう十村(大庄屋)らに義務付けた。

「附捨子拾取候者、其村より何村領ニ何歳計之何子捨ニ在之ニ付、何村誰拾取致ニ養育ニ置候旨、早々書付可レ出レ之候、其後養度と申者有レ之者、悪敷仕間敷との証文取、何村誰養度由申ニ付、悪敷不レ仕様ニ申書付取置申候、為レ養可レ申候哉との十村より窺書付ニ出之、指図次第可レ申候、養育之内ニ右之子死申候者其趣早々は又十村方より書付可レ出レ之候、十村方より書付御大老衆へ上げ入ニ御覧ニはつ二候。」(富山県『立山町史』)

この後、この達しを受けて、各地の史料に捨子の記録が残されるようになる。それらのうち、これまでに集め得たものを年代順に整理し、一覧表にしたのが第

第2表

加賀藩・捨子一覧

番号	西暦	発見日・時刻	性別	年齢	発見場所	捨子の状況	捨主	発見者	生死	検分	検死	発見後の処置	養子	添銀
A1	1688	貞享 5, 1, 20, 夜半時	男	二歳斗	軒下	?	?	町人(?)	生?			捨主宅で養育、日後別村百姓(?)に賣られる	有	?
A2	1689	元禄 2, 8, 7, 朝	女	当歳	川端蔵の内	?	?	船頭男	生?			拾取箱中で養育、12, 4同藩民に賣	有	?
A3	1690	元禄 3, 4, 28, 八ツ時分	男	30日斗	斗	?	?	町人(?)	生?			組中で養育村方養育	有	?
B1	1693	元禄6(?) 4, 3, 朝	女	当歳	武家門前	?	?	武士(遠慮)	生?			武士宅で養育、翌日足腰の養女に	?	
C1	1709	享永 6, 12, 12, 朝	?	不明	川徐蔵裏下	菰包	?	?	生?			発見者宅(?)で養育、後死亡		
D1	1728	享保13, 2, 15, 夜	女	二歳相見	寺門の内	古箱籾入古はたき着用	?	?	生?			寺内養育、2, 25武士家来(?)養子	?	乳代(寺より)
E3	1734	享保19, 2, 晦日	男	赤子	宮林の内	菰を敷きはたこに包み捨置	父(町人)	?	生?			村内で養育、後町新堀に戻す		
D2	1738	元文 3, 4, 10,	男	二歳斗	寺内	?	?	役僧	生?			寺内養育4, 14門前町人(?)養育	?	秩昔米(寺より)
D3	1746	延享 3, 12, 27, 昼過ぎ	女	三歳斗	寺堂内	?	?	?	生?			寺内養育、以後不明		
D4	1750	寛延 3, 8, 10, 暮時	男	当歳	門前老戸内	?	?	?	生?			門前に預置養育、8月17日乳有町人宅預け	有	歳七十目
D5	1757	享保 7, 8, 10, 夜前五ツ時	男	30日斗	門前土堀下	?	?	?	生?			町家に預け乳養ませ置、以後不明		
E4	1757	享保7 or 8(?) 7, 26, 戌刻	女	百日斗	神明社横道	?	?	?	生有	有		村内で養育、8, 27発病、9, 13死亡		
E1	1773	享永2(?) 5, 25, 夜中	女	二つ斗	大戸外	老杖木綿、老杖古かたひら	下人(置主)	別村百姓?	生有			親元へ返す		
E2	1776	享永 5(?) 7, 晦日、申刻時	男	二歳斗	作場通	古木綿、小杖、古莫蔭	?	村内百姓?	生有	有		8, 13発病、8, 15死亡、村内に庭詰埋置		
D8	1803	享和 3, 5, 8,	?	赤子	門前谷	谷茶の中、産流し赤子? 飯より下無	?	門前家主	死?	有		寺の内に埋置		
F1	1805	文化 2, 11, 24, 暮六ツ時頃	女	産子	桑畑	裸身・脚結付・惣身疵無・袴着せ	?	町内顧内	死有	有		町内埋置		
F2	1812	文化 9, 1, 27, 昼4時頃	?	赤子	川	菰包 流懸り	?	町内顧内妻	死??			?		
F3	1824	文政 7, 10, 3, 暮六ツ時頃	女	赤子	川	裸身・脚結付・惣身疵無・古莫蔭包	?	町内百姓	死有	有		町内埋置、建札		
D6	1831	天保 2, 5, 16,	?	赤子	墓地	墓地に無断で埋置	?	?						
D7	1834	天保 5, 8, 16, タ六ツ半時	男	三歳斗	神社前	古ばんどり着用	?	百姓(?)	生			村内で養育、8月29日発病(疳気)後死亡		

出典 A・小松旧記、B・富永翁秘録、C・関屋政知覚書、D・文政七年改之 捨子一件他、E・高昌厚定旧記帳 (加越能文庫・金沢市立図書館蔵) F・井波町肝煎文書(富山県井波町立図書館蔵) ※番号は出典記載順

2表である。

これを見ると、加賀藩においても京都の場合と同様、拾取った捨子に添銀を付けて養子に出した例が見られるが、支出者が主として寺院であることが京都との大きな違いである。<sup>33</sup>

またこの表を見る限り、大まかに言って安永年間以降、捨子記録は発見の際の状況が詳しく記され、発見者からの間取り記録なども残されるようになった。一例を上げると、安永5年と思われる新川郡奉行の手になる上申書には、次のようなきわめて具体的な記録が残っている。

「一、式歳斗之男子 但丸面色浅黒 着類 古木綿色青単物つよく 外ニ 壺枚壺尺四五寸程の古木綿色青つよく 木綿色浅黄小枕 壺枚古莫蔭(後略)」  
この男児は捨主も見付からず、発見されて7日後に発病、その2日後に死亡した。

5万点を超える井波町肝煎文書にも3件の捨子文書が保存されている。そのうち2件については、発見者、発見場所の土地所有者、組合頭、肝煎、十村らの上申書が残されている。いずれの発見者口書にも「鳥鳴さ

わき申二付、立寄見請候処」という表現が見られ、妙な生々しさと同時に、どこかパターン化された響きも感じられる。

これらの記録はどちらかと言えば、捨子発生の際、上申書作成のためのマニュアルとして残された可能性が濃厚であり、記録の頻度と発生頻度が一致しているとは必ずしも言えないであろう。

時代が下るにつれ、もともと乳児が多い捨子がいっそう低年齢化し、臍緒を付けた新生児の記録も表れてくる。当然、発見時はすでに死亡している事例が多くなってくる。

芥の中に浮かぶ奇形(?)の赤子、墓地にこっそり埋められた赤子の死体、生きたまま菰包みにされて川縁に捨てられた赤子。藩法によってたまたま記録に止められたさまざまな捨子のありようは、その親・家族(?)らのこどもに対する意識を雄弁に語っている。

註1、もともと菅原憲二によれば、河原の跡れが京都町方に対し、元禄3年(1690)11月に書されているということだが、この史料は確認されていない。菅原憲二「近世京都の町と捨子」『歴史評論』422号 1985 註2、「万治以来定書残書」『加賀藩治資料』註3、註1に同じ  
(この研究は1990年度トヨタ財団助成による共同研究の一環である)